

一般財団法人徳山地区漁業振興基金の令和元事業年度の決算に関する書類の提出について

一般財団法人徳山地区漁業振興基金の令和元事業年度の決算に関する書類を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項の規定により、別紙のとおり市議会に提出する。

令和2年8月17日 提出

周南市長 藤 井 律 子